

1. 本統計表の説明

この統計表は、人事統計報告に関する政令（昭和 41 年政令第 12 号）に定める職員の在職関係に関する統計報告のうち、常勤職員在職状況統計報告、検察官在職状況統計報告及び再任用職員在職状況統計報告について集計したものである。

なお、国の経営する企業に勤務する職員及び独立行政法人の職員は、これらの統計には含まれていない。

(1) 常勤職員在職状況統計表について

常勤職員在職状況統計表に掲げる常勤職員には、検察官、再任用職員、常勤労務者等（2 ケ月以内の期間を定めて雇用される常勤職員をいう。）及び休職者は含まれていない。

なお、上段の数は、常勤職員数の内数としての派遣職員数（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員の数をいう。）である。

(2) 再任用職員在職状況統計表について

（勤務時間について）

- ア 常時勤務を要する職員……国家公務員法第 81 条の 4 第 1 項の常時勤務を要する官職にある職員
- イ 短時間勤務の職員……国家公務員法第 81 条の 5 第 1 項の短時間勤務の官職にある職員